

## 南海トラフ地震防災対策計画

### 第1 目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、(事業者名) における、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

### 第2 津波に関する情報及び南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

気象庁が発表する津波警報等の津波に関する情報及び災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報の内容その他これらに関連する情報(以下「南海トラフ臨時情報等」という。)については、次に定める経路・方法で入手・伝達する。

- 1 情報伝達経路 ○○○(情報入手先)→(事業者名)
- 2 情報伝達方法 ○○○(情報入手先)から○○○(方法)にて伝達  
(※伝達経路図等を別紙として添付でも可)

### 第3 避難対策

津波警報等が発表された場合又は津波警報が発表される前であっても大きな揺れを感じた場合に、避難対象地区にある施設等に勤務する従業員、作業員その他施設等に出入する者の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路を次のとおり定める。

- 1 避難場所 ○○○公園
- 2 避難経路 ○○通り→○○通り→○○○公園

(※ハザードマップ等を別紙として添付でも可)

(浸水想定区域に事業所がない場合は策定の必要なし)

### 第4 応急対策体制

南海トラフ地震が発生した場合及び気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要な要員を確保し、防災に関する業務を行う組織を設置するものとする。なお、その編成、任務及び期間は別表のとおりとする。

### 第5 放送における情報の伝達

南海トラフ地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合において、地震情報、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。

その際、対象地域の地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。

テレビ事業者については、視覚障がい者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

## 第6 放送の体制

南海トラフ地震発生時においても、円滑に放送を継続し、地震情報、津波警報等、南海トラフ地震臨時情報等を報道できるよう、次に定める要員の配置及び被災防止措置を行う。

- 1 放送送出の指揮命令系統:○○○○→○○○○→○○○○
- 2 放送責任者:○○○○
- 3 放送運行担当:24時間体制(1日○交代制)  
(※組織図等を別紙として添付でも可)
- 4 被災防止措置:○○(施設等の名称)の緊急点検

## 第7 訓練

南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努める。また、府、市町等関係機関が行う訓練には、積極的に参加するよう努めるものとする。

## 第8 教育

従業員に対して、次の事項について教育を行う。

- 1 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震及び津波に関する一般的知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

※ この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げるものではない。ここに定める以外で安全確保対策等定める必要がある事項があれば規定すること。

※ 下線部が今回変更になった箇所です。

